



みなみ

10

2014 October
No.103



主な内容

- 美波町人事行政の運営等の状況について … P2~5
- 後期高齢医療制度からのお知らせ … P6
- 子ども・子育て支援新制度 …… P8
- 軽自動車税の税率改正 …… P9
- 各お知らせ …… P13

広報みなみ HP [みなみこうほう](#)

美波町人事行政の運営等の状況について

美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年美波町条例第3号)に基づき、平成25年度の美波町の人事行政の運営等の状況の概要を公表いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成25年度採用者数 6人

(2) 職員の退職の状況

平成25年度における職員の事由別・職種別の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	2人				2人
医療職			3人	1人	4人
計	2人		3人	1人	6人

(3) 職員数の状況

(単位：人)

区 分		職 員 数		対前年増減数	
		平成25年4月1日	平成26年4月1日		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0
		総 務	27	28	1
		税 務	5	5	0
		民 生	34	33	1
		衛 生	12	12	0
		農林水産	6	6	0
		商 工	3	3	0
		土 木	7	6	1
	小 計	95	94	1	
		教育部門	18	19	1
	小 計	113	113	0	
会 計 部 門	公 営 企 業 等	病 院	52	52	0
		水 道	3	3	0
		下 水 道	2	2	0
		そ の 他	5	5	0
		小 計	62	62	0
合 計		175	175	0	

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2、職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成25年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
平成25年度	7,532人	5,828,337千円	201,472千円	1,025,219千円	17.6%	19.8%

人件費とは、特別職の給与、各委員等報酬、職員給与、共済費などをいいます。

(2) 職員給与費の状況(平成25年度普通会計予算)

区 分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成25年度	113人	459,572千円	65,751千円	166,560千円	691,883千円	6,123千円

1. 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当等をいいます。
2. 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
3,361百円	3,844百円	44.8歳	3,090百円	3,440百円	50.7歳

(4) 職員の初任給・経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成25年4月1日現在)

区分		初任給	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	172,200円	271,500円	311,133円	363,900円
	高校卒	140,100円	225,500円	280,480円	322,585円
技能労務職	高校卒	135,600円	-	-	277,025円

(5) 級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

一般行政職

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	書記	4	5.2
2級	主任	4	5.2
3級	係長	20	26.0
4級	主査・課長補佐	21	27.3
5級	上席課長補佐・課長	16	20.8
6級	上席課長	12	15.6
計		77	100.0

技能労務職

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	技能職員	0	0.0
2級	高度な技能又は経験を必要とする	3	15.8
3級	特に高度な技能又は経験を必要とする	16	84.2
計		19	100.0

(6) 職員手当の状況(平成25年4月1日現在)

期末勤勉手当と退職手当の状況

区分	美波町(平成25年度支給割合)			国(平成25年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
期末手当 勤勉手当	6月分	1 225月	0 675月	6月分	1 225月	0 675月
	12月分	1 375月	0 675月	12月分	1 375月	0 675月
	計	2 60月	1 350月	計	2 60月	1 350月
職務上の段階、職務の級等による加算措置有り			職務上の段階、職務の級等による加算措置有り			
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23 03月分	28 7875月分	勤続20年	23 03月分	28 7875月分
	勤続25年	32 83月分	38 9550月分	勤続25年	32 83月分	38 9550月分
	勤続35年	46 55月分	55 8600月分	勤続35年	46 55月分	55 8600月分
	最高限度額	55 86月分	55 8600月分	最高限度額	55 86月分	55 8600月分
	その他の加算措置 特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職	その他の加算措置 特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職

その他の手当

特殊勤務手当	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	8.8%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	8,400円
	手当の種類(手当数)	4
特殊勤務手当の名称		防疫等作業手当・放射線取扱手当・ 霊柩車特殊勤務手当・死体処理手当

区分	内容	
扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者のいない職員の扶養親族1人目	11,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
15歳から22歳までの者1人につき5,000円加算		
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の額に応じ 最高27,000円まで
通勤手当	自動車等を使用して通勤する職員で、通勤距離が片道2km以上の職員に支給	通勤距離に応じ、2,000円~ 最高24,500円まで

(7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料(報酬)月額	期末手当
町長	691,200円 (768,000円)	6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 合計 2.60月分 (役職加算有り)
副町長	572,000円 (615,000円)	
教育長	530,900円 (553,000円)	
議長	269,000円	
副議長	231,000円	
議員	192,000円	

給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。



3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

勤務時間	始業時間	就業時間	休憩時間	休日
1日あたり 7時間 45分	8:30	17:15	12:00 ~ 13:00	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日
1週間あたり 38時間 45分				・年末年始(12月29日~31日、1月2日及び3日)

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区分	内容	休暇日数等
年次有給休暇		1暦年について20日(20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。)
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	3月を超えない範囲内で必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主なもの)	結婚する場合	その都度必要と認める期間。ただし、5日を超えることはできない。
	産前産後の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間まで
	子の看護をする場合	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をする場合	職員の配偶者、父母、子等の介護が必要な場合、5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡した場合	親族により1日から7日の範囲内で必要と認める期間
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月までの期間内の連続する3日以内
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる日又は時間

年次有給休暇の状況(一般行政部門職員)

期 間	平均取得日数	消化率
H25.1.1 ~ H26.12.31	12.2日	31.9%

育児休業等の取得状況

区 分	育児休業		部分休業	
取得者数	4	(うち新規)2	0	(うち新規)0

4、職員の分限及び懲戒処分状況

処分者等の状況(平成25年度)

区 分		件数	区 分		件数
分限処分	免職	0人	懲戒処分	免職	0人
	休職	1人		停職	0人
	降任	0人		減給	0人
	降給	0人		戒告	0人
	計	1人		計	0人

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的としてなされます。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

5、職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法第30条では、サービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」のサービス上の義務が定められています。

6、職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成25年度職員研修実績

研修区分	講座数	受講者	研 修 内 容 等	
庁舎外研修	20	35人	・階層別研修	・パソコン研修 ・政策実務研修 等
庁舎内研修	5	112人	・人権講演会	・防災研修 等

(2) 勤務成績の評定の概要(平成25年度)

実施していません。

7、職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (H25.4.1 ~ H26.3.31)

区 分	受診者数
定期健康診断	94人
人間ドック	77人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福 祉 事 業 内 容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、貸付事業、積立年金事業

互助会会員数 (平成25年4月現在)

事業団体	会員数	掛金・補助金率
市町村職員互助会	171人	給料月額 × 3/1000 × 12月
徳島県教職員互助会	4人	上限3,000円 × 12月 (掛金のみ)

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり
平成25年度決算	2,064千円	11,931円

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数 (平成25年度)

区 分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成25年度)

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成25年度)

該当なし

国民年金だより



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族 (お子様等) の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。 (平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後ももちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77 - 3613 由岐支所 ☎ 78 - 2212



後期高齢者医療制度からのお知らせ

◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方(低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方)は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場保健福祉課又は、由岐支所まで、ご申請ください。

※**低所得Ⅰ** 同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円になる人(単身世帯・年金収入のみの場合、受給額80万円以下の方等)

※**低所得Ⅱ** 同一世帯の全員が住民税非課税の人(低所得Ⅰ以外の人)

◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の中65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。(所得の多い方は窓口負担が3割になります)

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部(音声機能・言語機能・下肢障害の一部)の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

◎健康診査受診券について

健康診査受診券は、

①入院をされていない方で生活習慣病と診断されていない方

②今年の1月から9月の間に新しく被保険者となった方で、徳島県後期高齢者医療広域連合から送付された健康診査申込書で申し込みをした方

に送付しています。

健康診査受診券が送付されていない方で、今年度(平成26年4月～)に血液検査と尿検査のどちらかをしていない方、または両方をしていない方は、健康診査申込書を提出していただくことにより、健康診査受診券を発行します。

健康診査申込書は下記お問い合わせ先にあります。健康診査の受診を希望される方は、下記お問い合わせ先まで、申し込んでください。最終締め切りは、**平成26年11月28日(金)**です。

◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときやその他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614 由岐支所 ☎ 78 - 2212

高齢者インフルエンザ予防接種について (お知らせ)

予防接種法に基づき、高齢者の方にインフルエンザの予防接種を実施します。
ご希望される方は下記をお読みのうえ、希望する実施医療機関に直接お申し込みください。

1. 対象者 美波町に住所を有する方で次に該当する方
① 65歳以上の方
② 60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器に重い病気のある方
2. 助成期限 平成26年10月1日～平成27年2月28日
(※実施期間や時間帯は、医療機関によって異なります。)
3. 個人負担金 1,000円 (※ただし1.の対象者に該当する生活保護受給者は免除)
4. 接種申込先 郡内の医療機関の中で、希望する実施医療機関に直接、お申し込みください。
(健康手帳をご持参ください。)
5. 実施医療機関 予防接種は下記の病院でお受けください。

※接種前に診療時間等をあらかじめご確認の上、お申し込みください。

<p>イワキ医院 美波町日和佐浦64-2 (☎77-0005)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前11:30 午後2:00～午後4:30 (土曜日) 午前9:00～午前11:30</p>	<p>日和佐病院 美波町奥河内字井ノ上20 (☎77-1212)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前11:30 午後3:00～午後5:00</p>
<p>富田病院 美波町西河内字月輪129-4 (☎77-0368)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～金) 午前9:00～午前12:00</p>	<p>由岐病院 美波町港町西1 (☎78-0075)</p> <p>★接種日 〔11月10日〕午後1:30～午後4:00 〔11月17日〕午後1:30～午後4:00 〔11月19日〕午後1:30～午後4:00</p>
<p>ヒワサクリニック 美波町西河内字丹前102-2 (☎74-7518)</p> <p>★実施開始日 10月1日～ (月～水・金) 午前9:00～午前12:00 午後2:00～午後5:00 (木・土曜日) 午前9:00～午前12:00</p>	<p>阿部診療所 美波町阿部306-1 (☎78-0203)</p> <p>★接種日 〔10月29日〕午後1:30～午後3:30 〔11月14日〕午後1:30～午後3:30</p> <p>伊座利地区 〔11月5日〕午後1:30～午後2:00</p>

海	海南病院	☎73-1355	牟	県立海部病院	☎72-1166
	大里医院	☎73-3102		玉真病院牟岐診療所	☎72-2856
陽	寿満内科クリニック	☎73-3741	岐	北川医院	☎72-0260
	いしもとファミリークリニック	☎74-3503		小柴外科胃腸科医院	☎72-3311
町	野田医院	☎73-1221	町	美海クリニック	☎72-3939
	穴喰診療所	☎76-2028			
	折野胃腸科内科	☎76-2249			

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614



子ども・子育て支援 **新** 制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この法律に基づいて、少子化や子育てをめぐる課題を改善し、子ども・子育て支援を総合的に進めていく「子ども・子育て支援新制度」が来年4月から全国でスタートする予定です。

新制度のスタートに伴う主な変更点についてお知らせします。

新制度の主なポイント

認定こども園の普及

幼稚園と保育園に加えて、両方のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

質や量の向上

幼児期の教育や保育の「量の拡充」や「質の向上」のため、施設整備や人材の確保、処遇の改善を行います。

支援の充実

一時預かり、ファミリーサポートセンターなど、地域の子育て支援サービスの拡充を図ります。

●新制度のスタートに伴う変更点

利用手続きが変更になります。

入園手続きの際に世帯状況などを町が把握し認定を行うという流れが加わります。そのため、各施設での手続きの際に簡単な書類を提出していただくことになります。町が書類の内容を確認後、認定証を交付。入園が決定します。

- ※ 手続き場所や時期はこれまでと変わりません。
- ※ 現在各施設を利用している子どもも認定が必要になります。

●認定は、子どもの年齢や教育保育の必要性によって3つに区分されます。

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
満3歳以上	なし	1号認定	認定こども園 または 幼稚園
	あり	2号認定	認定こども園 または 保育園
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定	認定こども園 または 保育園

※ 美波町では、保育園、幼稚園ともに認定こども園への移行を検討中です。

保育料の算定方法が変更になります。

これまでの保育料(利用料)は保育園では保護者の所得税を基に算定し、幼稚園は所得に関係なく一律でした。新制度の保育料(利用料)は保護者の町民税を基に算定します。

保育料(利用料)は国が定める基準を踏まえ町が決定します。(「保護者」とは、生計同一世帯の者全員含む)

- ※ 現行の料金と比較して、保護者負担が急増しないように配慮しながら、設定を行う予定です。
- ※ 施設によっては、保育料(利用料)のほかに教材費などを上乗せして徴収する場合があります。

【お問い合わせ先】 保健福祉課 ☎ 77 - 3614 教育委員会 ☎ 77 - 3620

軽自動車税の税率改正

平成26年度の地方税法の一部改正に伴い、平成27年4月1日から軽自動車税が見直されます。

○ 原動機付自転車及び小型特殊自動車 表1



車種区分		標準税率	
		現行	改正後
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

平成27年4月1日から原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税が表1のとおり改正されます。

○ 軽自動車（三輪以上） 表2



車種区分			標準税率		重課税率 (新規登録から13年以上経過した車輛に適用)
			現行の税率 (平成27年3月31日までに新規登録した車輛に適用)	改正後の税率 (平成27年4月1日以降に新規登録した車輛に適用)	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

平成27年4月1日以後に取得される新車から表2のとおり適用されます。
(平成26年度までに最初の新規検査を受けたものについては現行の標準税率を適用)

- ※1. 平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等については、標準税率の概ね20%の重課税率を導入。
(自動車検査証の初度検査年月日が平成14年以前に登録された車両です)
- ※2. 乗らなくなった原付等がある場合は早めに廃車の手続きをしてください。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎77-3615



平成26年
8月1日～8月11日

ケアンズ市議会 若者大使事業



ケアンズ市議会による姉妹都市若者大使事業に、美波町の大使として富岡東高等学校2年生 西口讓二くん(寺前)、1年生 前田大旗くん(奥河内)が参加しました。

ケアンズ市には6カ国7つの姉妹都市がありますが、今回の事業には、5カ国12名の大使が参加しま

ケアンズ市との交流を通して

西 口 讓 二

八月一日から十一日まで
の十一日間、私は美波町と
姉妹都市を結ぶオーストラ
リアのケアンズ市に交流大
使の一人として行ってきま
した。初めてのオーストラ
リアは、外国文化に接する
ことが多い私でも新しい発
見がいっぱいありました。

春頃の気候であったこと
で、垂熱帯地域であるケ
アンズ市郊外には熱帯雨林が
広がっていたり、街中にも
ヤシの木などが生えている
光景は日本の温暖で四季の
ある気候とは全く異なるも
のだと感じました。多くの
人が半袖で活動していたり、
プールや海で泳いだりして
いるのは驚きました。私も
グレートバリアリーフのゲ

リーン島で泳ぎましたが、
流石に肌寒かったです。
次に思ったことは、交通
についてです。オーストラ
リアも日本と同じ左側を車
は走るのですが、その車道
がとても広がったことが印
象的でした。住宅街でも十
分な広さがあり、身近なと
ころでオーストラリアの国

本では全く見ない派手な色
彩の島を見ることができま
した。また、初めて間近で
コアラやクロコダイルを見
ることもできました。グ
リーン島で泳いだときも数多
くのサンゴや熱帯魚を見る
こともできましたし、世界
最古の森が広がるキュラン
ダ周辺でジャングルの中を

見えて歩きました。キュラン
ダで蝶の保護と研究をして
いるバタフライサンクチュ
アリーでは様々なオースト
ラリアの蝶と触れ合えまし
た。このような数々の体験
は私の見聞をよく広げてく
れたと思います。



土の大きさを感じま
した。また、必ずと
いっていいほど、車
道の端には自転車専
用のスペースがあり
ました。最近日本で
は自転車走行の問題
が沢山でていますが、
そのことに対する国
や地方自治体の整備
の遅れをまざまざと
感じさせられました。

最後に私が思った

ことは、ケアンズ周
辺の自然や生物の多
様性についてです。

前述した通りケアン
ズは亜熱帯気候に属
しているためか、日

今回の交流事業では数多
くの体験をすることができ
たと思います。これらの外
にも、ホームステイ先では
オーストラリアの一般家庭
の生活を体験できましたし、
トリニティアングリカンス
クールへの短期留学ではオ
ーストラリアの学校や学生
の雰囲気味わうこともで
きました。この全ての経験
は私の生きる上で素晴らし
い糧となるでしょう。これ
らを活かして私は頑張っ
ていきたいです。また、他の
姉妹都市から来たアメリカ
やラトビア等の交流大使の
人々や、ケアンズで知り合
った人々との交流はこの先
も続けていきたいです。

ケアンズ市議会若者大使事業に参加して

前田 大旗

ぼくは、八月一日から十日まで「ケアンズ市議会若者大使事業」に参加しました。それで、コンロイさんのお宅にホームステイさせてもらって、そこからトリニティ・アングリカン・

スクールに四日間通いました。学校では、ケインというバディが手伝ってくれました。授業では英語ばかりだったので、理解するのが難しかったです。分からない単語があったら辞書で調べていましたが、あまりにも分からない単語がたくさんあったので授業中はほとんど辞書を使っていました。

その学校は、日本と違ってクラスはそれぞれの教室がなくて授業の度に教室を移動しました。生徒たちは、活動的に楽しそうに授業を受けていました。

水曜日は「アクティビティ」という授業でダンスを踊りま

した。とても楽しかったです。

八月八日は学校が終わってから式典に参加しました。式典では、若者大使任命書授与式があってそれから各姉妹都市の代表がスピーチをしました。その後、パーティーがあつてケアンズの領事の人と話をしたり、ケアンズのことをたくさん教えてもらいました。

八月九日はグリーンアイランドに行きました。そこで船で約一時間かかったので疲れました。グリーンアイランドではシュノーケリングをしました。海はとてもきれいだつたのでサンゴ礁や魚をたくさん見ました。でも風がとても強くて寒かつたので約二十分間だけ泳ぎました。そのあと島を散策しました。自然がとてもきれいでした。

最終日の朝はスカイレーンでキュランダまで行きました。それからバタフライサンクチュアリーに行つて

蝶をたくさん見ました。きれいな蝶をみる事ができたので楽しかったです。そのあとは

ロープウェイに乗ってジャブカイ公園に行きました。ブーメランなどを使つての狩りのしかたを教えてもらいました。そのあと姉妹都市記念バ

ーベキュー広場でバーベキューをしました。バーベキューを食べながらたくさんの人と話をしたり、中国から来た生徒二人が少林寺拳法を見せてくれました。

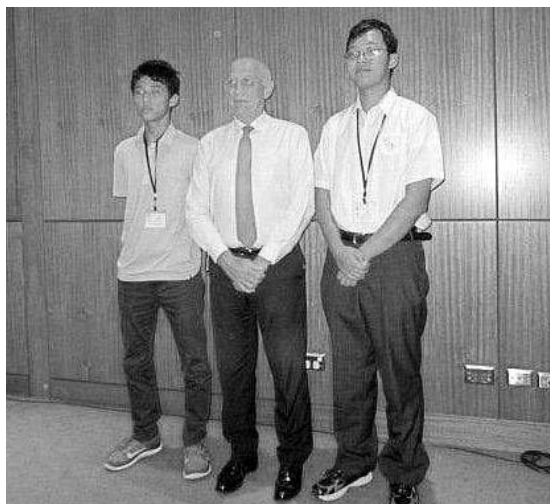
たくさんの人と連絡先を交換しました。

美波町長がおしゃつたようにケアンズの人はとてもフレンドリーでした。ホストファミリーもとても優しくておもしろい人だったので楽しかったです。毎日、家に帰ったら三歳のミッチェルと六歳のジェイデ

ンとゲームをしたりして遊んだので楽しかったです。

ホストファミリーは日本語が話せなかつたので会話は難しかったです。これをきっかけにもっと勉強して英語が上手になりたいと思いました。

この若者大使事業に参加して美波町とケアンズでの交流がもっとさかんになったらいいなと思いました。僕にとつてとても良い経験になりました。またケアンズに行きたいです。



■長生ファイナルリーグ2014

日和佐バロンズ 準優勝!

長生ファイナルリーグ2014が、9月13日～14日までの2日間、長生小学校グラウンドで5チームが集まり開催され、日和佐バロンズが、みごと準優勝に輝きました。

優秀選手賞 原 裕樹 くん(日和佐小6年)



準優勝の日和佐バロンズ

☆ **第3回 少年野球美波大会**

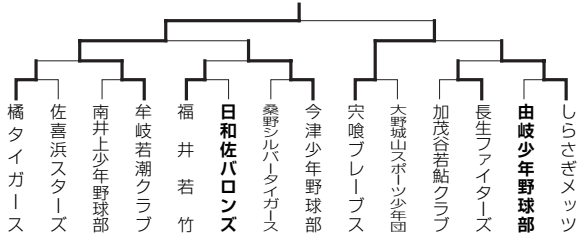
8月16日から3日間、日和佐グラウンド他町内外4会場で第3回少年野球美波大会を開催いたしました。

当初は34チームの参加を予定しておりましたが、2週に続く台風一過のため、海部郡内外から14チームの参加があり、熱戦を繰り広げました。なお、優勝は牟岐若潮クラブ(牟岐町)が初優勝を飾りました。

最優秀選手賞 川添 貴斗 くん(牟岐)

優秀選手賞 森 新之輔 くん(穴隼)

優勝 牟岐若潮クラブ 準優勝 穴隼ブレーブス



**由岐の連続秋祭り
スタート!!**



阿部宮内神社秋季例祭



西由岐八幡秋季例祭



西の地岡崎神社秋季例祭

日和佐病院看護師(臨時職員・パート職員)募集のお知らせ

今回の募集は、当直業務(午後5時～午前9時)の可能な方を優先して募集します。

募集職種

看護師(若十名)

免許資格等

看護師または准看護師

勤務時間

臨時職員(日勤)午前8時30分～午後5時15分、(当直)午後5時～午前9時。当直の日・回数等については相談に応じます。

※パート職員は、勤務日・勤務時間及び当直の曜日・回数等について相談に応じます。

賃金

・臨時職員(日勤)看護師10000円、准看護師9500円
・パート職員(時給)看護師1290円、准看護師1225円

休日 土、日、祝日

※臨時職員は各種社会保険加入・通勤手当支給。パート職員は通勤手当支給。

※当直業務の内容・当直料(別途支給)等詳細については日和佐病院(☎77-1212)までお問い合わせください。

申込先・申込期限

10月24日 午後5時までに、自筆の履歴書(市販の用紙、

写真添付)1通、資格を証する書面(免許証のコピー可)1通を美波町役場総務企画課へ提出して下さい。

※試験日(面接)は追って応募された方、各人宛に連絡します。

お問い合わせ先

役場総務企画課

☎ 77-3611

美波町体験活動施設(モビレージ)指定管理期間満了に伴う次期指定管理者の募集について

観光交流の拠点施設である美波町体験活動施設(モビレージ)の指定管理協定が平成27年3月をもって完了します。

つきましては、次のとおり次期指定管理者の募集を行います。指定管理の対象施設

美波町体験活動施設(美波町山河内字明丸)

指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日(5カ年)

募集スケジュール

●平成26年10月 募集要項等配布申請書の受付

●平成26年11月 候補者の選定

●平成26年12月 指定管理者指定の議決

●平成27年4月 指定管理開始

募集要項等

●10月1日 から総務企画課

にて募集要項等を配布するとともに、役場ホームページからもダウンロードしていただけます。

美波町役場ホームページ

http://www.town.minami.tokushima.jp/

●申請書類の提出先と提出期限

平成26年10月31日 午後5時

美波町役場 総務企画課

☎ 77-3611

臨時福祉給付金の申請について

消費税増税に伴う低所得者に対する影響を緩和するための臨時福祉給付金の申請を受け付けています。

給付の対象者は平成26年1月1日現在に美波町の住民である方で、住民税がかかっていない方です。緑色かピンク色の申請用紙が届いている方は早めに申請してください。受付は11月28日までです。

お問い合わせ先
美波町役場住民生活課
☎ 77-3613

平成26年度「こころの健康づくり講演会

いのちの記念日「生まれてきてくれてありがとう」

講師 山本文子先生(助産師)

講演日

平成26年11月20日

場所・時間

●日和佐中学校 体育館

午後1時～午後2時15分

●由岐中学校 2階ホール

午後2時45分～午後4時

性教育は生き方、いのちの教育。

何億分の1のお父さんの精子と何百分の1のお母さんの卵子が出会ってあなたが生まれた。みんなは選ばれたいのち。あなたが生まれた時、両親は愛し合っていてあなたが生まれた。ひどい親でも親は好きと、手紙をくれた中学生の話…。

山本先生の生き方を通してのお話…など

子どもたちと一緒に先生のお話を聞きますか?

お問い合わせ先

保健福祉課 ☎ 77-3621

モラロジー生涯学習セミナー 心新たに生きる

人間の利己心を正しい知恵と慈愛の心を育むことにより克服し、豊かな人生を歩むための気づきを得ることを目的としてセミナーを開催します。

日時

10月23日・24日 午後7時20分～午後9時30分(受付午後6時30分)

会場

西町・本町公民館(日和佐病院横)

参加費

1000円(別途テキスト代270円)

主催

公益財団法人モラロジー研究所

後援

文部科学省、県教委、美波町、美波町教育委員会

申込先・お問い合わせ先

美波モラロジー事務所

☎ 77-0456

森林所有者の皆様へ

11月から売買等により権利を移転する場合は事前届出制度が始まります。

【事前届出制度の概要】

届出が必要な契約

森林の売買、贈与、交換、地上権設定、地役権設定、賃借権設定、使用貸借の権利設定(相続は対象外です)

届出者

森林の土地所有者など土地に関する権利を有する方

対象地域

知事が指定する「森林管理重点地域」内の森林の土地(大字単位)

届出先

知事(最寄りの県民局林務担当部局に提出)

届出期日

契約を締結しようとする90日前まで(ただし、第2種地域の場合で利用目的が林業に資する場合は30日前まで)

また、左記の市町村の森林の全部または一部は対象地域に指定されません。

鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、板野町、上板町、那賀町、牟岐町、海陽町、つるぎ町、東みよし町

「森林管理重点地域」は、平成26年10月1日に案を告示し30日間の縦覧後指定されます。

届出期日

契約を締結しようとする90日前まで(ただし、第2種地域の場合で利用目的が林業に資する場合は30日前まで)

届出先

知事(最寄りの県民局林務担当部局に提出)

届出用紙は県庁、各県民局、県のホームページから入手できます。

条例の概要は、県ホームページに掲載しています。

お問い合わせ先

徳島県林業戦略課

☎ 088-621-2447



教育委員会からのお知らせ

10月定例教育委員会開催の日程について

- 日時 平成26年10月31日(金)
午前9時30分～
- 場所 日和佐公民館 3階会議室

平成26年度 美波町成人式

- 日時 平成27年1月3日(土)
- 場所 美波町コミュニティホール
- 該当される方 平成6年4月2日～
平成7年4月1日生まれの方

【お問い合わせ先】

日和佐公民館 ☎ 77 - 0028

11月 まちの相談カレンダー

6日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
11日	火	人権相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館
12日	水	行政相談 (13:00～15:00) 由岐公民館
13日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
		行政相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター
20日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐隣保館
27日	木	心配ごと相談 (9:00～12:00) 日和佐老人福祉センター

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

(受付日/月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日休)

連絡先/美波町社会福祉協議会 ☎ 77 - 0342
由岐支所 ☎ 78 - 1792

町民文芸

由岐句会

流木の数おびたし島葉月
一村を懐に入れ秋の虹
秋夕日荒磯の岩も染め上げて
満天の風に研がれし葉月かな
秋夕焼傘寿なれども小綺麗に
暑処となりさらさら浜の雲流る
ねんごろに洗う磯桶葉月潮
登校の賑わい戻る葉月かな
暑き日の過ぎし葉月の早かりし
人は皆平和願いし盆の月
蒔き終えて印つけたり秋つらら
秋夕焼手摺にすぎる寺の礎

森 浄子
中川 秀司
坂東 かな
米山 玉子
住谷 喜舟
由岐 亮子
戎谷 久代
戎谷 利公
松内 きぬ
松内 澄魚
下町 昭
森本富美子

木岐句会

酢橘探る脚立をしかと立てにけり
妣を恋う独りの夜更け虫すだく
赤蜻蛉舞う夕暮れの村外れ

三谷 静枝
海部夫志子
湊 とおる

日和佐短歌会

部屋内に笑顔ふりまき二歳児がぜんまい仕掛けのごとくに動く
台風の後も雨は降り続き青柿落ちるミカンも落ちる
丹精に育てし稲は台風にあわれ倒伏畦に佇む
一たびは肯いし死を又惜しむ訪いくれし日の声耳にあり

福井 郁子
小延 恭弘
栗林 和子
本庄たえ子

投稿 (短歌)

船歌に合いの手はさむ村の衆あけつびろげの宵祭りなる

下町 昭

日和佐句会

水澄むや独り舞台の池の鯉
暑中見舞八十路の坂に負けるなど
雲の峰過去振り向かず生きており
母の年越えてつくづく菊日和
処暑の節ほてり飽くなき石畳

橋本たかき
本庄 潮乃
白河 輝女
福井 咲希
澤田 信子
張野 浩子
岡本 真砂

時雨庵俳句会

祖谷山は美人が多し走り蕎麦
百歳の姫徳ぶや盆提灯

勝瑞 高春
名田みや女



町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課(☎77-3611)まで連絡をお願いします。原稿は前月の20日前後までに提出してください。

■ 図書館カレンダー

10月の予定

休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月の予定

休館日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

『開館日・時間』 火曜日～金曜日…午前10時から午後6時まで

土曜日・日曜日…午前10時から午後5時まで

『休館日』 毎週月曜日(祝日に当たるときは翌日も) 祝日と年末年始

図書館だより

No.103
2014年10月号



だるま朝日写真展

10月3日(金)～10月31日(金) 2Fギャラリー

■ 新着本

- 緋の天空
- Red
- それは秘密の
- テミスの求刑
- 後妻業
- 岳飛伝 10
- かわうそ
- アポロンの嘲笑
- チャンミーグラー
- いつか、あなたも
- 阿蘭陀西鶴
- ハケンアニメ!
- 笹の舟で海をわたる
- かたづの!
- 荊棘の実
- 極卵
- レミングスの夏
- 妻恋坂情死行
- 群青のタンデム
- 黒猫の約束あるいは遡行未来
- 私家本椿説弓張月
- 魔術師の視線
- 歌舞伎町ダムド
- 一人っ子同盟
- ほんとうの花を見せにきた
- 神様の裏の顔

葉室麟
島本理生
乃南アサ
大門剛明
黒川博行
北方謙三
あさのあつこ
中山七里
今野敏
久坂部羊
朝井まかて
辻村深月
角田光代
中島京子
柳原白蓮
仙川環
竹吉優輔
鳥羽亮
長岡弘樹
森晶
平岩弓枝
本多孝好
誉田哲也
重松清
桜庭一樹
藤崎 翔
等など

児童本

- 鹿の王 上・下
 - だるまごころにゃあ
 - ちびうそくん
 - おたすけやたこおばさん
 - ぼくのベッド
 - むしばあちゃん
 - ドーナツなんかいらぬよ
 - てんぐのがっこう
 - じつはよるのほんだなは
 - じごくのさたもうでしだい
 - はらべこニードル
 - なにからできているでしょーか?
 - 悟空、やっぱりきみが好き!
 - トラネコとクロネコ
- 上橋菜穂子
ささきみお
乾 栄 里 子
高 林 麻 里
マルタン・パージュ
荻 田 澄 子
マーク・スティー
やぎたみこ
澤 野 秋 文
も と し た い づ み
清 水 真 裕
大 森 裕 子
向 華
宮 西 達 也

このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんのお本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になれば、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館 ☎0884-77-2733





人口と世帯 (平成26年9月30日現在)

	人口	世帯数	前月比
人口	7,492人		(- 8)
男	3,472人		(- 2)
女	4,020人		(- 6)
世帯数		3,466世帯	(- 3)

平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限 10月31日(金)
国民健康保険税 第3期分

死亡

出生

婚姻

人口動態

美波町民生児童委員協議会からお知らせ!

美波町民生児童委員協議会では、この度、ユニフォーム(水色)を作成いたしました。地元の民生児童委員を身近に感じて頂き、地域活動や子どもの見守り活動等に活用していきたいと考えています。

地域住民の方の身近な相談相手となり、地域と行政機関のパイプ役として、ボランティア精神を持って活動します。

個人の秘密は厳守されますので、日常生活で何か困ったことや悩みごとがありましたら、気軽にご相談ください。



由岐地区民生委員児童委員の皆さん



日和佐地区民生委員児童委員の皆さん



社協だより

第24回 由岐伊勢エビまつり開催

日時：10月26日(日)
午前9時スタート

会場：美波町由岐支所前グラウンド



2014.10/26日
9:00 START!
美波町由岐支所前グラウンド
(旧由岐町役場前)

第24回 由岐伊勢エビまつり

大漁市!!

無料 伊勢エビ長寿汁 先着500杯

『伊勢エビまつり全体プログラム』

- ★雨天決行 他し内容変更あり
- 9:00 開会
- 9:15 開演しセブンス
- 9:30 日舞踊会(美波踊りやまごころ)
- 伊勢エビめし楽隊(先着500名席)
- 美波マリン少年吹奏楽団
- 10:20 二礼で参る伊勢エビ(セト)
- 美波民謡隊(後援)
- 10:45 伊勢エビコンゴ
- 11:20 美波まごころ合唱隊
- 11:20 美波踊りやまごころ
- 11:40 伊勢エビめし楽隊(伊勢エビめしやまごころ)
- 12:00 美波マリン少年吹奏楽団
- 12:10 二礼で参る伊勢エビ(セト)
- 美波民謡隊(後援)
- 12:50 伊勢エビコンゴ
- 13:30 伊勢エビめし楽隊(伊勢エビめしやまごころ)
- 13:40 伊勢エビコンゴ
- 14:00 閉会

伊勢エビめし楽隊 2,000円(限定300席)
伊勢エビめし楽隊 2,000円(限定300席)
伊勢エビめし楽隊 2,000円(限定300席)

要予約 10/10

美波町商工会